

# 指定工場を經營する際の参考資料

## 1. 指定の基準

自動車分解整備事業の認証を基準として、次の点を満たすことが必要です。

- (1) 事業の基礎が強固で、且つ健全な経営（優良認定規則第5条の8号）が行われていること  
 . . . . . 赤字経営は不可
- (2) 技術及び管理組織を有すること（車両法第94条の2） . . . . . 社内規定等を備えること。
- (3) 車検合格率は、最近2カ月以上6カ月未満の持込台数が60台以上で97%以上であること。  
 （業務取扱要領細則第3条）
- (4) 検査員の選任
- (5) 設備の状況  
 常時分解整備をしようとする自動車の収容場所及び完成検査施設 . . . . . 表1参照  
 自動車検査用機械器具 . . . . . 表2参照
- (3) 従業員の構成
- (4) 申請者が車両法第80条第1項第4号に該当しない適格者であること。

## 2. 検査員の資格

- (1) 地方運輸局長が行う教習を終了したもの
- (2) 法第74条第1項の自動車検査官の経験を有する者
- (3) 法第76条の3第1項の軽自動車検査員の経験を有する者
- (4) 有資格者であって、過去3年間検査員として選任して無い者は、直近の検査員研修を受講していること。

## 3. 工員

事業場には、検査員のほか検査主任者以下分解整備に従事する従業員を有すること。  
 工員数は、検査員を含めて5名以上であり、かつ2名以上の整備士を有すること。

## 4. 作業場の床面

車両のいかなる整備を行うには、原則として屋内でなければならない。  
 屋内現車作業場及び完成検査場は平滑に舗装され、屋内（建築確認済）であること。

表1 作業場の面積に関する基準（対象自動車別面積の区分）

※ 全て寸法（内々）以上であること。

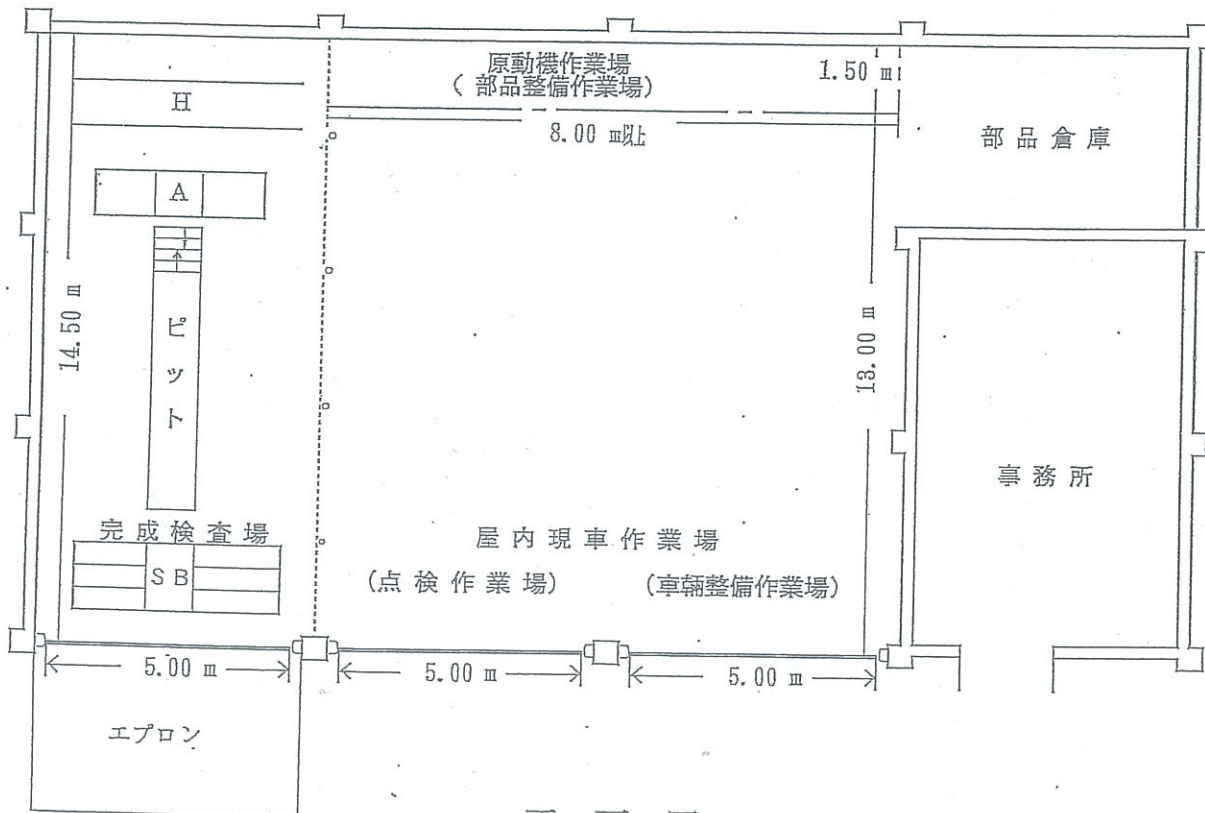
	屋内現車作業場				原動機 作業場	完成検査場	車両置場		作業場の高さ	
	車両整備作業場		点検作業場				同一敷地内			
	間口	奥行	間口	奥行			間口	奥行	入口	天井
普大	5 m	13 m	5 m	13 m	12 m <sup>2</sup>	屋内で平滑に舗装され、対象とする自動車が容易に出入りができ壁から1m以上離れていること。検査機器が収納でき検査作業ができること	3.5m	11.2 m	3.9m	3.9m
大特	5 m	10 m	5 m	10 m	12 m <sup>2</sup>		3.5m	8.6 m	3.9m	3.9m
普中	5 m	10 m	5 m	10 m	12 m <sup>2</sup>		3.5m	8.6 m	3.4m	3.6m
普小	4.5m	8 m	4.5m	8 m	10 m <sup>2</sup>		3 m	7.2m	2.6m	3.0m
普乗	4 m	8 m	4 m	8 m	8 m <sup>2</sup>		3 m	6.4m	2.1m	2.5m
小四	4 m	8 m	4 m	8 m	8 m <sup>2</sup>		3 m	6.4m	2.1m	2.5m
小三	4 m	8 m	4 m	8 m	8 m <sup>2</sup>		3 m	6.4m	2.1m	2.5m
小二	3 m	3.5m	3 m	3.5m	4 m <sup>2</sup>		2 m	3.2m	— m	— m
軽	3.5m	5 m	3.5m	5 m	6.5m <sup>2</sup>		2.5m	4.2m	2.1m	2.5m

※ 車両置場は屋内現車作業場面積に0.3を掛けた値

表2 自動車検査用機械器具等

車両法第80条第1項第2号に定めるもののほか、次の機器を備えること。

検査用機械器具名称	備 考
シャシ・ルブリケータ	二輪の自動車を対象とする場合は不要
オイル・バケットポンプ	
ホイール・バランス	大特のみを対象とする場合は不要
フリー・ローラ	保有することが望ましい。
ラジエータ・キャップ・テスター	
レギュレータ・テスト	
コンデンサ・テスト	自家工場でジーゼルのみを対象とする場合は不要
コイル・テスト	自家工場でジーゼルのみを対象とする場合は不要
検車装置	検車台、ピット、リフト等
サイドスリップテスト	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
ブレーキテスト	
前照灯試験機	
騒音計又は音量計	
速度計試験機	
黒煙測定器	ガソリン自動車のみを対象とする場合は不要



平面図